

# 新築定住宅地を無償で提供します

## ～西庶路団地～

### 地番、地目および面積（全4区画）

- ①宅地 339.58㎡（102.72坪）
- ②宅地 339.33㎡（102.64坪）
- ③宅地 332.02㎡（100.43坪）
- ④宅地 332.03㎡（100.43坪）

### 対象条件

- ・住宅等（共同住宅を含む）を新築して10年以上居宅する方であること。
- ・1戸当たりの床面積が25㎡以上であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および破壊活動防止法に規定された者ではないこと。
- ・投機目的等による譲渡をしないこと。
- ・町税等の未納がないこと。

### 申込方法

希望の方は「白糠町定住宅地の無償譲渡申込書」「住宅建築計画」および「誓約書」と住民票の謄本1通を合わせて、役場2階企画財政課へ提出してください。

※受け付け終了後は、空いている区画の申し込みを随時受け付けます。

### 審査方法および譲渡候補者の決定

提出書類等を審査し譲渡候補者を決定することとし、同一区画に複数の希望者がいる場合は、抽選により譲渡候補者の決定を行い、土地の譲渡契約を締結します。

### 所有権移転までの流れ

土地の譲渡契約締結後の翌年末までに住宅を建築してください。入居後、白糠町に無償譲渡の申請をし所有権の移転となります。

※所有権移転にかかる費用は、譲渡候補者の負担となります。



### 【受付期間】

10月1日(火)

～

10月31日(木)